

地方税法等の改正の動向について

現在開会中の第217回国会において、地方税法等の一部改正が予定されており、特別区税に係る主な内容は以下のとおりである。

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

※ 令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

(2) 大学生年代の子等に関する特別控除の創設（特定親族特別控除（仮称））

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の合計所得金額に係る要件について、48万円から58万円に引き上げる。

それに加えて、所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

(3) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引上げ。

2 扶養控除等の見直し

高校生年代の扶養控除及びひとり親控除について、現行制度を維持し、見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

3 子育て支援に関する政策税制

所得税における住宅ローン控除について、昨年に引き続き1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乘せする。また、床面積要件を緩和する。なお、所得税額から控除しきれない額については、控除限度額（9.75万円）の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

4 二輪車の車両区分の見直し

令和7年4月1日より、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。

5 たばこ税の見直し

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で令和8年の4月及び10月に実施する。

(2) 国のたばこ税率

国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円／1本ずつ引き上げる。